

目 黒 区	関係法令 建築基準法第42条
法第42条第1項第1号の道路幅員の考え方	

建築基準法第42条第1項第1号の道路の幅員の考え方については、境界確定の有無により原則以下のように考える。なお、公園、川等は幅員に含めることはできない。

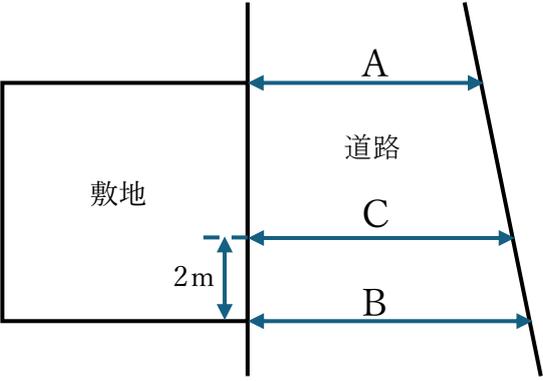
境界確定の有無	容積率算定用幅員	
	認定幅員※ <sub>1</sub> > 現況幅員※ <sub>2</sub>	認定幅員※ <sub>1</sub> ≤ 現況幅員※ <sub>2</sub>
両側確定	認定幅員	認定幅員
当該地側のみ確定	認定幅員	認定幅員
対面地側のみ確定	当該地L型から対面確定線まで※ <sub>2</sub>	認定幅員
両側未確定	現況幅員	認定幅員

※<sub>1</sub> 1項1号道路の認定幅員について、及び境界確定の有無については、土木管理課境界係にて確認すること。

※<sub>2</sub> 現況幅員等の考え方については、建築課調査係にて確認すること。

※ 地籍調査を完了している箇所についても、境界確定済と扱う。

※ これらの取扱いは原則的な考えのため、複雑なものについては事前に協議を行うこと。

目 黒 区	関係法令
容積率算定の際の道路幅員の考え方 (道路幅員が一定でない場合)	建築基準法第52条
 <p data-bbox="240 943 1342 1111">上の図のように、幅員が一定でない道路の場合は、一番広い部分の幅員（B）から、狭い方に2m進んだ位置の幅員（C）を容積率算定の際の道路幅員とすることができる。（少なくとも、Cの幅員には2mの接道があるという考え方。） ただし、路線の中で一部だけ幅員が広がっている場合（いわゆるへび玉状）は個別に判断する。</p>	

※これらの取扱いは原則的な考えのため、複雑なものについては事前に協議を行うこと。